



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2022 MAY / 253号

## ★ 中国「商標審査審理指南」の施行 ★

中国では「商標審査審理指南」が2022年1月1日から施行されています。上編・下編から構成され、全体で400頁もある大部のものだそうですので、我々外国人にとっては理解するのは至難の業です。本格的な解説書が待ち望まれます。

### 1. 使用を目的としない悪意のある商標登録出願の審査

商標法第4条に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない」という規定が新設されています。「指南」では、どのような商標が「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」に該当するのかの判断基準が示されています。その基準によると、下記のような商標がそれに該当するとされています。

- (1) 商標出願の数が明らかに出願人の正常な経営に必要な量を超え、使用の意図が欠け、商標出願の秩序を乱した場合。
- (2) 他人の高い知名度・顕著性を有する先行商標を大量に複製、模倣、剽窃し、商標出願の秩序を乱した場合。
- (3) 同一権利者の高い知名度・顕著性を有する特定商標を繰り返して複製、模倣、剽窃し、商標出願の秩序を乱した場合。
- (4) 他人の商号、商号の略語、オンラインストア名称、影響力がある商品名称、ドメイン、包装、ロゴ、他人の知名度が高く、識別力があるキャッチフレーズ、意匠など標章と同一又は類似する商標を大量に出願した場合。
- (5) 有名人の氏名、著名な作品またはキャラクター名、もしくは他人の著名であり、識別力がある美術作品等と同一又は類似する商標を大量に出願した場合。
- (6) 地名、観光スポット、有名な景観、建築物の名称と同一又は類似する商標を大量に出願した場合。
- (7) 指定商品・役務の普通名称、業界用語、直接記載された商品の品質、原料、機能、重量、数量等の顕著性が欠ける標章を大量に出願した場合。
- (8) 大量に商標を出願し、大量に他人に商標を譲渡した上、譲渡された相手が分散されていて、商標出願の秩序を乱すおそれがある場合。
- (9) 不正利益を得るため、大量の商標を販売し、商標の先使用权の持ち主、若しくはその他の人に強制的に協力を求め、高額な譲渡代金、ライセンス料、若しくは損害賠償を強要した場合。
- (10) その他、悪意による商標登録出願行為であると認定できる場合。

上記の例において「大量に」とはどの程度をいうのか気になりますが、「出願人や出願商標などの状況を総合的に判断する」ということです。当所のある依頼者の方が経験されたケースでは、日本の有名デザイナーの名前が一人の中国人により先に登録されており、その中国人は他にも問題のありそうな商標を3000件以上も出願していたということがありました。このケースは上記に該当するでしょう。この指南施行前の出来事でしたが、その先行商標は無効審判により、無効とすることができました。

### 二. 商標として使用してはならない標章の審査

商標法第10条には商標として使用してはならない標章が挙げられており、「指南」ではその詳しい審査基準が明らかにされています。日本と異なると思われるのは次のような商標です。

- (1) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの
- (2) 出願人(自然人を除く)の名称全体(図形付きの場合を除く)。(〇〇有限公司など)
- (3) 名言、知名度が高い古詩(床前名月光<杜甫の詩>など)